



令和7年度 4～5月

創業オンラインセミナー

対 象 広島県内で創業を検討している方
創業後間もない方

定 員 各回 30 名程度

受 講 料 無料

開催方法 Web 会議ツール(Zoom)による
招待URLとセミナーごとの連絡事項は、
開催2日前頃にお伝えします。

お申し込みはこちら

ひろしま創業サポートセンター
ホームページ内の専用フォーム
からお申し込みください。



※締切:各開催日の3営業日前

<https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20223>

1 創業時に考えたいマーケティングの基本

令和7年4月22日(火) 13:15 ~ 15:15

中小企業診断士 小倉 綾 氏

販路
開拓

2 労務管理の基礎知識 ～従業員を雇用するときを知っておくべきこと～

令和7年4月22日(火) 15:30 ~ 17:00

社会保険労務士法人 アムシス 社会保険労務士 今西 彰 氏

人材
育成

3 事業計画書の作り方

令和7年5月28日(水) 13:30 ~ 15:00

中小企業診断士 牧野 恵美子 氏

経営

4 資金計画の立て方・資金調達時のポイント

令和7年5月28日(水) 15:20 ~ 16:50

呉信用金庫 営業統括本部 地域貢献部 副調査役 中川 裕治 氏

財務

共催：(公財)ひろしま産業振興機構、呉信用金庫

創業前後の各種相談に対応します(総合支援窓口)



公益財団法人ひろしま産業振興機構

ひろしま創業サポートセンター

➡ <https://www.hiwave.or.jp/hsusc/>



呉信用金庫

お問い合わせ

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ひろしま創業サポートセンター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 1F TEL: 082-240-7702

URL: <http://www.hiwave.or.jp/hsusc/>

令和7年度
4～5月

創業オンラインセミナー申込書

ひろしま創業サポートセンターホームページの申込みサイトからへお申込みください。

※ 申込期限：各開催日の3営業日前までにお申込みください。（開催2日前頃に招待URL等をお伝えします）。

URL：<https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20223>

お申し込み セミナー	1	4/22(火) 13:15 ~ 15:15	創業時に考えたいマーケティングの基本		
	2	4/22(火) 15:30 ~ 17:00	労務管理の基礎知識 ～従業員を雇用するときを知っておくべきこと～		
	3	5/28(水) 13:30 ~ 15:00	事業計画書の作り方		
	4	5/28(水) 15:20 ~ 16:50	資金計画の立て方・資金調達時のポイント		
ふりがな			男・女	電話	() -
氏 名			歳	E-mail	
住 所	〒 -				
屋号・ 法人名			事業内容・業種 (予定含む)		
事務局への メッセージ					

【質問欄】

該当するものに☑またはご記入をお願いします。

1. 本セミナーを知った方法

- ☐ ホームページ（☐市町 ☐ひろしま産業振興機構 ☐金融機関 ☐その他） ☐新聞広告 ☐広報誌
☐メルマガ ☐フェイスブック ☐インスタグラム ☐知人・友人（ ）の紹介
☐創業支援機関等（ ）の紹介 ☐その他（ ）

2. 現在のご職業

- ☐会社員 ☐個人事業主 ☐法人経営者 ☐学生 ☐非常勤・臨時職員等 ☐フリーランス
☐その他（ ）

3. 創業状況

- ☐創業前の方： 創業予定年月日（ 年 月頃） 創業予定場所（ 市・町）
☐創業されている方：開業・法人設立年月（ 年 月） 創業場所（ 市・町）

4. 事業内容に係る経験年数

- ☐なし ☐5年未満 ☐5年以上～10年 ☐10年以上～15年 ☐15年以上

【留意事項】

- HPサイトからお申込みいただいた方には、メールにより自動返信します。
（迷惑メール）に入る場合もありますのでご注意ください。）

- ご記入の情報は、主催・共催にて管理し、法令に定める場合を除き第三者へ提供することはありません。今後、主催・共催機関からセミナー等の情報をお送りすることもありますので、予めご了承ください。

受講特典

本セミナーは、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」です。
本セミナーを受講し、一定の適用条件を満たした場合、株式会社等を設立する際の登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大、小規模事業者持続化補助金(創業枠)等の特例を受けることができます。

【適用条件】

1か月以上にわたって4回以上の支援を受け「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」のノウハウを習得できたと認められる場合等

- 広島県内の自治体で創業される方に特典が適用されます。
●制度の内容や特典の詳細、証明書の発行手続きについては、創業地の各自自治体にお問い合わせください。